

ミリオン（従業員積立投資プラン）自動けいぞく投資約款

1. 約款の趣旨

この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と、SMB C日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、日興アセットマネジメント株式会社が発行する下記2.（1）に掲げる投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）の自動けいぞく投資に関する取決めです。

当社は、この約款に従って自動けいぞく投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結します。

2. 申込コースおよび申込方法

- (1) 申込者は、買付けを希望する受益権の種類に応じ、次に掲げるコース毎に契約を申込むものとします。

コース名	受益権の種類
インデックスポートフォリオコース	追加型投資信託受益権 (インデックスポートフォリオ)
バランスポートフォリオコース	追加型投資信託受益権 (バランスポートフォリオ)

- (2) 上記（1）の申込みは、所定の申込書に買付けを希望する申込コース名その他必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当社に提出することによって契約を申込むものとします。なお、当社は、申込書に押印された印影および記載された住所、氏名等をもって当社へのお届出の印鑑、住所、氏名等とします。
- (3) 契約が締結されたとき、当社は、ただちに申込者のミリオン自動けいぞく投資口座（以下「口座」といいます。）を設定します。
- (4) 上記（2）による申込みがあった以降において、当該申込みにより希望されたコース以外のコースの申込みを行おうとするときは、申込者は、所定の申込書に買付けを希望する申込コース名その他必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当社に提出することによって行うものとします。

3. 金銭の払込

- (1) 申込者は、申込コース所定の受益権を買付けるため、その口座に随時代金（以下「払込金」といいます）を払い込むことができます。
- (2) 上記（1）の払込金は、毎回5千円以上千円単位とします。

4. 買付時期・価額

- (1) 当社は、申込者の口座残金が当該コース指定の受益権の買付価額に達したときは、その都度、遅滞なく買付けを行います。
- (2) 上記（1）の買付価額は、買付日の基準価額とします。
- (3) 買付けられた受益権の所有権ならびにその元本または収益分配金に対する請求権は、その買付けのあった日から申込者に帰属するものとします。

5. 受益権の管理

- (1) 当社は、買付けた受益権を当社が社債、株式等の振替に関する法律に基づく口座管理機関として備え置く振替口座簿に記載または記録して管理します。
- (2) 当社は、当該受益権につき管理料を申し受けることがあります。

6. 収益分配金の再投資

上記5.の受益権の管理にかかる受益権の収益分配金は申込者に代って当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、コース毎にその全額をもって決算日の基準価額により買付けます。

7. 返 還

- (1) 当社は、申込者からこの契約に基づく受益権の返還の請求を受けたときは、当該受益権を換金のうえ、その代金を返還します。この場合の換金金額は、返還請求の日の基準価額または買取価額に基づくものとします。
- (2) 上記（1）の請求は、所定の手続きによりお申し出いただくものとします。なお、上記（1）の返還請求のとき、当該代金による上記2.（1）に掲げる他のコースへの払込みをお申し出いただいた場合、当該代金については、申込者にお支払いすることなく、ご指定のコースへの払込金に充当します。

8. 解 約

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。
- ① 申込者から所定の手続きにより解約の申出があったとき。ただし、受益権の決算日を解約日とする申出はできません。なお、上記6.の収益分配金の再投資により買付けられる受益権を除き、当該決算日に上記7.に基づく受益権の返還を請求することはできません。
- ② 払込金が引続き1年を超えて払い込まれなかったとき。ただし、前回買付の日から1年以内に管理している受益権の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。
- ③ 当社が、この約款に基づく累積投資業務を営むことができなくなったとき。
- ④ この契約にかかる受益権が償還されたとき。
- (2) この契約が解除されたときは、当社は遅滞なく上記7.に準じて受益権を換金のうえ、その代金の返還をします。

9. 申込事項等の変更

- (1) 改名、転居ならびに届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の用紙によって遅滞なく当社に届出いただきます。
- (2) 上記（1）のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

10. この約款の変更

この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。

11. そ の 他

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。
- (2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
- ① 所定の手続きにより、この契約に基づく受益権を換金した代金を返還した場合。
- ② 印影が届出印と相違するために、この契約に基づく受益権を換金した代

金を返還しなかった場合。

- ③ 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく受益権の取引または金銭の返還が遅延した場合。
- (3) 申込者あて、当社よりなされた諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものと取り扱うことができるものとします。

以 上

(2020. 4. 1改定)